

1. 【参考】保険料 [義務化保険 / 中小企業者向けコース / 2,000万円プランの場合]

■ 保険料等 (保険料 + 検査手数料 (8%税込))

延床面積	一般住宅の場合	認定品質住宅 (ゆうゆう住宅仕様) の場合			
	保険料等	基礎配筋検査に 第三者検査を選択する場合		基礎配筋検査に ※自主検査を選択する場合	
		保険料等	一般住宅の場合 との差額	保険料等	一般住宅の場合 との差額
100㎡未満	62,010	58,010	▲4,000	46,870	▲15,140
100㎡以上 125㎡未満	69,080	63,030	▲6,050	51,630	▲17,450
125㎡以上 150㎡未満	83,690	73,570	▲10,120	61,390	▲22,300
150㎡以上	109,340	97,230	▲12,110	81,640	▲27,700

1. ※自主検査を選択する場合の保険料とは、自社の物件を自社の団体検査員が検査する場合の保険料となります。なお、組合に団体検査員の手配を依頼する場合は、別途、組合で取り決めた検査料がかかりますので、組合にご確認ください。
2. 第三者検査とは、住宅あんしん保証による現場検査のことです。
3. 共同住宅、その他の保険料等につきましては、住宅あんしん保証までお問い合わせください。

2. 現場検査の取扱い [認定品質住宅 (戸建住宅) の場合]

原則 2 回の現場検査を実施します。

1. 対象住宅が階層 3 以下の場合、「基礎配筋検査」および「上部躯体検査」の現場検査が必要です。
2. 基礎配筋検査では、住宅あんしん保証の現場検査 (第三者検査) と 団体検査員による自主検査との選択が可能 (注) です。
【注意】 但し、団体検査員自身が設計者、工事監理者、現場監督のいずれかに該当する物件については、自主検査を選択することはできません。
3. 団体検査員は、事前に全建総連が定める団体検査員講習を受講し、全建総連に団体検査員として登録され、かつ有効期限を有する方となります。

基礎配筋検査	団体検査員による検査 (自主検査) または 住宅あんしん保証の現場検査 (第三者検査) のいずれかを選択できます。
上部躯体検査	住宅あんしん保証による現場検査